

社会福祉法人石川県社会福祉協議会会長表彰要綱

(趣 旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉施設、社会福祉協議会、社会福祉団体の役職員で、多年に亘り献身的に活動を続け、その功績顕著な者並びに社会福祉活動に協力、援助したものに対してこれを表彰し、又は感謝の意を表して、その功績をたたえ労苦に報いるとともに、社会福祉事業の進展に資するものである。

(表彰、感謝の方法)

第2条 この要綱による表彰又は感謝は、毎年行うものとする。

2 表彰又は感謝は、石川県社会福祉大会及び業種別大会で行うものとする。

第3条 表彰又は感謝は、本会会長名の表彰状又は感謝状を贈呈してこれを行うものとする。

(表彰、感謝の対象)

第4条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 民生委員・児童委員で、その功績顕著な者
- (2) 社会福祉事業従事者で、その功績顕著な者
- (3) 社会福祉事業関係団体役員等で、その功績顕著な者
- (4) ボランティア活動が、特に優秀な個人及び団体
- (5) 社会福祉活動が、特に優秀な社会福祉協議会、その他関係団体

第5条 本会会長が感謝の意を表するものは、社会福祉活動に積極的に協力又は援助し、その功績顕著なものとする。

(表彰該当の資格)

第6条 表彰に該当する資格は、次の表の条件を具備する個人及び団体で、現職及び活動継続中に限るものとする。

表彰区分	表彰条件
民生委員・児童委員	15年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。）ただし、在職期間中その功績が抜群な者及び会長（旧：総務）等の要職にあって、その功績が顕著な者については、勤続年限を短縮することができる。
社会福祉事業従事者	15年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。公立の社会福祉施設の場合は、現業に従事する者に限る。）ただし、保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）の職員にあっては18年以上とする。（幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合は、認定こども園からの勤務した年数を通算するものとする。）
社会福祉事業関係団体役員等	15年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。）ただし、役員は、市町段階の役職（郡組織の役員期間も含む）とする。
ボランティア活動者・活動団体	8年以上
社会福祉協議会 その他関係団体	社会福祉活動が優秀で、業績顕著な団体

(感謝該当の資格)

第7条 感謝に該当する資格は、社会福祉活動の各般に亘り、積極的に協力又は援助した個人及び団体とする。

(特別賞の対象と資格)

第8条 本会に特別賞として直山賞を設け、次の各項に定めるものとする。

- 2 民間社会福祉事業（施設、団体その他）の創設、再建、育成、運営に顕著な貢献があり、かつ将来性のあるものであること。
- 3 この賞は、直山事業基金より生ずる果実をもって充てる。

(候補者の推せん)

第9条 各市町社会福祉協議会会長は、この要綱に定める表彰又は感謝に該当するものを、候補者として、別紙様式により、本会会長に推せんする。

- 2 本会専務理事は、特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、候補者を本会会長に推せんすることができる。
- 3 直山賞を除く、各項の候補者は原則として、市町長又は市町社会福祉大会長等の表彰を受けているものとする。
- 4 この要綱に定める各項の該当者は原則として、上位表彰を受けた者は除くものとする。

(表彰審査委員会)

第10条 表彰又は感謝の該当者を審査するため、表彰審査委員会を設置する。

- 2 表彰審査委員会は、本会会長の委嘱する委員若干名をもって組織し、委員の互選により委員長をおく。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 表彰審査委員会は、推せん書により、その功績について審査を行い、会長に答申するものとする。
- 5 この委員会の運営に必要な費用弁償は、社会福祉法人石川県社会福祉協議会費用弁償支給規程による。

(表彰、感謝の決定)

第11条 本会会長は、表彰審査委員会の答申に基づき、表彰又は感謝の該当者を決定し、推せん者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

この要綱は、平成18年6月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

この要綱は、平成21年7月 3日から施行する。

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

第73回石川県社会福祉大会における石川県社会福祉協議会会長表彰 被表彰者推薦調書記入留意事項

区分	1 民生委員・児童委員 ※表彰区分番号を必ずご記入ください。	2 社会福祉事業従事者 3 社会福祉事業関係団体役員等	4 ボランティア活動者及び活動団体 6 特別賞 直山賞	5 社会福祉協議会その他関係団体
推薦者	市町社協会長名をご記入ください。	同左	同左	同左
ふりがな氏名	(1) ふりがなを必ずご記入ください。	(1) 同左	(1) 同左 (2) 団体の場合は、代表者名もご記入ください。 (3) 団体に所属する個人の場合は、団体名もご記入ください。	(1) 同左
生年月日年齢	表彰基準日 (R6.4.1) にご留意の上、年齢をご記入ください。※民生委員・児童委員のみ、一斉改選の年度は表彰基準日が異なる	表彰基準日 (R6.4.1) にご留意の上、年齢をご記入ください。	(1) 団体の場合は、空欄で結構です。 (2) 個人の場合は、表彰基準日 (R6.4.1) にご留意の上、年齢をご記入ください。	空欄で結構です。
現住所	郵便番号、住所は番地まで必ずご記入ください。	同左	同左 (団体の場合は、団体代表者又は登録、所属先の住所を記入ください。)	同左 (団体の場合は、団体代表者又は登録、所属先の住所を記入ください。)
現在の職業	農業、会社員など職種をご記入ください。 お勤めでない場合は、無職とご記入ください。	所属名及び職種名をご記入ください。	(1) 団体の場合は、空欄で結構です。 (2) 個人の場合は、農業、会社員など職種をご記入ください。お勤めでない場合は、無職とご記入ください。	空欄で結構です。
社会福祉事業の経歴	(1) 次を参考に必ずご記入ください。 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 □□地区民生委員児童委員協議会の民生委員児童委員 平成〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 □□地区民生委員児童委員協議会会長 転居のため民生委員児童委員を辞任。同時に、□□地区民生委員児童委員協議会長を辞任 令和〇年〇月〇日～現在 □□地区民生委員児童委員協議会の民生委員児童委員として再任 (2) 通算年月は、表彰基準日にご留意の上、ご記入ください。 (3) 在職期間が中断されている場合は、その期間を通算してください。	(1) 次を参考に必ずご記入ください。 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 □□施設 ◎◎園 指導員 平成〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 □□施設 第2◎◎園 指導員 転居のため退職 令和〇年〇月〇日～現在 □□施設 △△園 主任指導員 (2) 通算年月は、表彰基準日にご留意の上、ご記入ください。 (3) 同左	(1) 次の事項を踏まえ、ご記入ください。 ①設立年月日 (7) 法人格を持っている場合は、その取得年月日もご記入ください。 ②これまでの主な活動内容 (7) 具体的に必ずご記入ください。	(1) 次の事項を踏まえ、ご記入ください。 ①設立年月日 (7) 法人格を持っている場合は、その取得年月日もご記入ください。 ②これまでの主な活動内容 (7) 具体的に必ずご記入ください。
既往の表彰歴	(1) 市(郡)町社会福祉大会における表彰年月日、表彰名(種別)をご記入ください。 (2) その他、表彰歴がありましたら、表彰年月日、表彰名(種別)をご記入ください。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左	(1) 同左 (2) 同左
今回の表彰に値する事項	表彰に値する事項について、具体的に必ずご記入ください。	同左	同左	同左
その他参考事項	参考事項がありましたら、ご記入ください。	同左	同左	同左

石川県社会福祉協議会会長表彰問答集（令和6年度版）

1 各表彰区分共通

問1	すべての表彰区分において、叙勲を受けた者についての推薦の可否										
答	叙勲は、その者の功績を総合的に判断して決定される最高の栄誉であることから、叙勲より下位の栄誉を授与することは表彰制度の目的にそぐわないと考え、功績内容にかかわらず叙勲受章者については会長表彰の対象としない。										
問2	推薦に係る基準日										
答	令和6年4月1日とする。										
問3	過去に大臣表彰を受けたものは可能か										
答	過去に受けた表彰の功績内容(分野)とは別の功績によるものであれば推薦は可能である。										
問4	亡くなられた方については、推薦可能か										
答	亡くなられた方については、表彰対象外である。ただし、推薦後に選考途中で亡くなられた場合は、亡くなられた日に遡って表彰することはできる。										
問5	犯罪歴があるものの推薦は可能か										
答	犯罪には軽重幅もあることから、一律に不相当とはできない。叙勲・褒章等栄典事務の基準を準用するなど、各社協において個別に検討していただき、推薦があれば審査委員会に諮る。										
問6	推薦には現職要件があるが、基準日直前の退職等も表彰対象外か										
答	基準日直前の退職等は例外として認めているが、推薦があった場合は、審査委員会に諮り個別に判断することとしている。※前年度に要件を満たしているにもかかわらず、推薦をしていない場合は、対象外としているので、十分留意いただきたい。										
問7	休職期間は従事年数に含まれるか（下表のとおり）										
答	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>休職・休暇等の区分</td> <td>私的事由による休職</td> <td>産前・産後休暇（産休）</td> <td>育児休業</td> <td>就業規則で認められた休業（育児休業は含めない）・介護休暇等</td> </tr> <tr> <td>在職期間算定上の取扱い</td> <td>含めない</td> <td>含める</td> <td>含める</td> <td>含める</td> </tr> </table>	休職・休暇等の区分	私的事由による休職	産前・産後休暇（産休）	育児休業	就業規則で認められた休業（育児休業は含めない）・介護休暇等	在職期間算定上の取扱い	含めない	含める	含める	含める
休職・休暇等の区分	私的事由による休職	産前・産後休暇（産休）	育児休業	就業規則で認められた休業（育児休業は含めない）・介護休暇等							
在職期間算定上の取扱い	含めない	含める	含める	含める							
問8	団体代表者と個人が同一人物であった場合、団体推薦と個人推薦を同時に行うことはできるか										
答	団体と個人は別扱いとするため、同時に推薦することは可能である。										
問9	名前の公表を希望しないものの対応。										
答	推薦調書にその旨を明記して推薦してください。その場合、受賞者名簿には登載しない。										

2 表彰区分、該当等について

問10	社会福祉事業とは
答	社会福祉法第2条に規定される事業とする。
問11	社会福祉事業従事者とは
答	社会福祉法第2条に規定される事業に従事している者。施設にあつては、施設長をはじめ、事務職員、調理員等も含まれる。社協等の団体にあつては、訪問介護員等の直接処遇職員をこの区分とし、その他の職員は、「社会福祉事業関係団体役員等」の区分とする。
問12	社会福祉事業関係団体とは
答	社会福祉事業を経営する法人又は社会福祉を目的とする事業を行う団体等。法人格の有無は問わない。
問13	役員等とは
答	理事、事務局長、一般事業職員とする。ただし、法人格をもつ団体等においては、理事は、常勤に限定する。
問14	社会福祉事業の規模(活動範囲)の要件は。
答	要綱では規定していないが、少なくとも、市町の活動域が必要と考える。ただし、推薦は可能なので、特段の事情により、推薦があれば審査委員会に諮る。
問15	公務員も対象となるか
答	公立の社会福祉施設の場合は、現業に従事するものに限る。
問16	非常勤の従事者は推薦可能か
答	原則として、常勤職員を表彰対象としている。ただし、勤務年数を常勤換算して、規定の年数を超えている場合で、功績顕著な者については、審査委員会に諮る。
問17	民間会社、NPO法人等の訪問介護員、介護支援専門員は表彰対象となるのか
答	社会福祉法第2条の第二種社会福祉事業の直接従事者であれば対象となる。
問18	老健施設の職員は、県社協会長表彰の対象か
答	介護老人保健施設職員は、県社協会長表彰の表彰対象としない。 介護老人保健施設職員は、医師会の表彰対象であるため。(県知事表彰の対象は、医師会の表彰を受けた者が対象となっている)
問19	保育所の法人役員は、県社協会長表彰の対象となるのか。
答	保育所職員は、県保育研究大会において、表彰を受けることになるが、法人の役員となれば対象となる。ただし、常勤が条件であることはかわらない。
問20	老人福祉施設介護職員と保育所調理員など、異なる施設・職種の経歴は通算することはできるか。
答	異なった施設及び職種を通算してもよい。

問21	保護司は、県社協会長表彰の対象になるか。
答	保護司は、県社協会長表彰の対象ではない。保護司の活動は更生保護行政の分野であり、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた、非常勤国家公務員であるため。
問22	更生保護女性連盟は、ボランティア団体として表彰を受けることはできるか。
答	福祉施設等でボランティアを行っている等の理由がある場合は表彰対象となる。ただし、推薦調書の内容が更生保護連盟関係の活動が主であれば、対象外となる。 ※更生保護は、法務省が所管しており、県知事表彰はなく、別ルートの表彰扱いとなる。
問23	老人クラブ等役員は、対象とならないのか。
答	次の福祉関係者はいずれも各大会で表彰となるため本大会では対象とならない。 ①老人クラブ役員等・・・県老人クラブ大会 ②市町身障協会等役員・・・身体障害者福祉大会 ③保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）職員等・・・県保育研究大会
問24	放課後児童クラブの職員は表彰対象となるか。
答	社会福祉法により、第二種社会福祉事業の児童関係、放課後児童健全育成事業に該当するため対象となる。
問25	「社会福祉事業関係団体役員等」の表彰条件に、ただし書きで「役員は市町段階とする」と記載されているが、施設等の法人はどうなるのか。
答	ただし書きについては、市町（群）段階の団体に限ってのものであり、施設等の法人や団体についての考え方ではない。
問26	市町社会福祉大会会長表彰を受けた方について、同年度に県社協会長表彰を受けることはできるか。
答	表彰要件をみたしていれば可能である。 なお、同年度に市町社会福祉大会会長表彰を受ける見込みのある方は、表彰の対象として推薦してよい。